
◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第4、議案第71号 松崎町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第71号は、松崎町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 金刺英夫君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 金額が、支給金額が変わらないということでの条例改正ですが、この期末手当と勤勉手当が教育長の部分は分かれていたというのは、歴史があったんじゃないかと思うんだけど、勉強してこなかったもので、忘れちゃっているんですけども、なんかやっぱり理由があってこういうふうになっているんですよね。ちょっと説明を。端っこでもいいから説明をできたらしていただきたいと思います。

○総務課長（金刺英夫君） おっしゃるとおり、教育長には、期末手当と勤勉手当という2つのものが、一般職と同じような形で支給されておりました。そういった中でございますけれども、やはり教育長は教育長、それから、町長、副町長等につきましては、給料表が適用されているわけではございませんので、そういった中で、勤勉手当というものはなじまないのではないかとというような形の中で、期末手当1本にさせていただいたものでございます。

正直なところ、まだ期末手当、勤勉手当、両方を出している市町も全国的にはございますけれども、勤勉手当1本にしているところもあるというふうなことでございます。

近隣の市町では、既に勤勉手当1本にしたということから、今回合わせさせていただくものでございます。

○10番（鈴木源一郎君） 現行は、期末手当と勤勉手当と明細を出して支給するというふうになっているわけですか。そののところはどうですか。

○総務課長（金刺英夫君） 特にそういった期末手当がどうのこうのというふうな形のものではなくて、もう一括いくらでぽんときます。職員に渡る時はですね。

先ほど私は、期末手当と勤勉手当と逆に説明してしまっていたようでございまして、申し訳
ございません。訂正させていただきます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（関 唯彦君） 先ほどこの改正をするのは、町長、副町長というような形の特別職だから改正するというように、私はちょっと聞こえてしまったんですけども、課長の説明だと。ちょっと私の勘違いかな。そこでちょっとお伺いしたいんですけど、教育長というのは特別職なんですか。それを一つ、お答えください。

そして、教育長の地位というものは、どういうものなのかということをお答え
願いたいと思います。

そして、3点目として、この松崎町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条
例がなんのために制定されたのか。これはあれですよ。法律で定めなければならないというこ
とになっているから、定めたという回答じゃなくてね。なんでこういうものを作らなければな
らなかつたかというところをお答えください。

それによって、改正すべきか、改正すべきじゃないかが出てくると思いますので、そこを。
その3点についてお伺いします。

○総務課長（金刺英夫君） まず、1点目でございますが、1点目というか、その前段の特別職
という・・・、特別職に準ずるというか、ある意味中間的な形でございます。というのは、職員
の定数条例の中では、教育長は職員としてカウントされています。ですから、そういった中で
は、職員に準じております。かといって、給料は、じゃあどういう形態かといいますと、ご覧
のとおり条例で別に定められておりますので、今回そういったこともありまして、特別職に準
じた形の中で、期末手当1本にしたということでございます。

なんのためにこの条例があるかというふうな形でございますが、教育長のそれぞれの立場
といいたいでしょうか、そういった身分関係、そういったものを示す形になっているわけござい
ますが、そういった中で、給料からそれぞれの報酬関係、そういったものをこちらで定めてい
るわけございまして、なぜ教育長だけ別なのかというと、ちょっと私も申し訳ございませ
ん。勉強不足でございますが、そののところは、条例ができたというところで、ちょっと申し
訳ございませませんが、その辺はちょっと勉強不足でございます。

○7番（関 唯彦君） 確かに教育長は一般職ですよね。ですから、私が考えるには、特別職・・・、
教育長自体は一般職です。ただ、教育長は教育委員も兼ねていますので、その部分は特別職に
なりますよね。ですから、言っているような中間になりますけれども、教育長自体は一般職。

特別職も兼ねていますけれども、一般職。

その中で、やはり一般職である以上、勤勉手当ですとか、通勤手当とか、本当はそういうものまで出していいのではないかと私は思うんですね。ですから、ほかの町では、そういうものまで出すような市町もあるわけです。その辺を、大本を間違えて特別職扱いをしてしまうということ自体も問題があるんじゃないのかなとひとつぼくは思うんです。

その辺の回答を一つと、それから、なんでこの条例が・・・、一般職でありながら、こういう条例を作ることになったのかといえば、教育長というのは、ものすごい広範囲のことをやらなければならないわけですよ。教育委員会の中でトップは教育委員長だと言われていながらも、実際の任務を行うのは、法律的にすべて教育長ですよ。教育長に権限が集中しているわけですよ。

教育委員会の大局的な立場、それを踏襲しながら、教育長がすべてのものを判断することができる。それだけの権限を持っている。そして、多種多様に渡っていろんなことをしなければならぬ。一般職でありながら、一般職と違ういろんなことをしなければならぬので、それなりの条例を作らなければならぬ。そこからきているのが、この条例なんです。

ただ、一般職であるということを考えれば、もう少しいろんな、通勤手当とか、いろんなものを出してもいいものだと思います。

ですから、一般的に町長、副町長のような特別職扱いと同じような考え方を持つこと自体が良くないことじゃないのかなというふうに私は思うんですけれど、どうでしょうかね。

○総務課長（金刺英夫君） 今回の条例そのものの考え方になってくるかと思えますけれども、教育公務員特例法ですか、こちらの方でこういった形の制定に下さいという形になっております。そういった中で、議員がおっしゃるように、教育長の立場というのは両方あるというふうな中で、やはり片や一方では本当に特別職的な意味合いももっているということもありますので、そういったことから、全国的にも両方の考え方があるのかなというふうに思っております。

ですから、今回私どもの方からすると、全国的な・・・、両方ある中ではありますけれども、近隣の市町と歩調を合わせたというような形でご理解をいただきたいと思っております。

○議長（稲葉昭宏君） 副町長、どうですか。答弁の中が、なかなか内容が難しい問題だと思うけれど、よろしいですか。

関君、どうですか。もう充分ですか。答弁は。

（関議員「いいです」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○7番（関 唯彦君） 議案第71号 松崎町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について私は反対いたします。

やはり教育長は一般職でありますので、その辺を考慮すると、いろんな手当があつて然るべき、そう思います。ですので、一方的に勤勉手当を省き、期末手当だけというのもおかしいように私は思いますので、この議案に反対をいたします。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 本案に賛成いたします。

本案は、いま反対討論で関議員が言っていました点に脈は通じる話には話ですけど、教育委員会の独自性、独立性というのが背景にあるのではないかというふうに思うわけです。そういう面では、反対と似たような根拠ですけども、しかし、全体として支給額が変わらないということですので、実質的には変わらないということで、本案に賛成するものです。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第71号 松崎町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩をします。

（午前11時59分）
